

ご意見箱から

総務課 内線231

ご意見

昼休みにも住民対応ができる体制にされたい。いつでも町民に対応できないのであれば、役場の意味がない。

回答

役場の一般的な窓口業務（戸籍住民担当や税務担当など）は職員が交代で対応していますが、他の業務は昼休み（現在は12時15分から13時まで）を取っています。一般的な窓口業務以外の業務でご利用の場合は、事前にご連絡をいただければ対応いたします。今後とも、より良い住民サービスに努めて参りたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

交通安全指導員紹介

総務課 内線234

交通安全の普及啓発のためにご協力いただく交通安全指導員が決まりましたので紹介いたします。

近永地区

坂本 浩（近永）
上本 勝（中野川）



好藤地区

中田 哲一（奈良）
兵頭 孝一（成川）

愛治地区

吉田 寛一（清延）
松浦 堅一（東仲）

三島地区

佐々木 國弘（大宿）
保 弘（清水）

泉地区

岡本 謙二（小松）
節安 秀夫（延川）

日吉地区

高田 晴弘（出目）
芝田 俊彦（小倉）

役場

平野 文雄（父野川下）
久米 正記（下鍵山）
二宮 篤（下鍵山）
藤原 裕二（岩谷）

Q

裁判員になったことを家族や親しい人に話してもよいのですか？



A 公表してはいけませんが、身近な人に話すことはかまいません。

法律上、何人も、名前、住所その他裁判員であることを特定するに足る情報を公にしてはならないとされ、裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にする場合も含みます。これは裁判員への接触や働き掛けを防ぎ、裁判員自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的もあるからです。そこで、例えばインターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されません。なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されていません。